議案第73号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

建築物の制限をする区域に立石駅南口東地区地区計画の区域を追加する必要があるので、 本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画立石駅南口東地区地区計画

別表第2東京都市計画立石駅北口地区地区計画の項中「バス停留場」を「バス停留所」に改め、同表に次のように加える。

東	計	1 風俗営	200平方メー	計画図に表	25 メート	
京	画	業等の規	トル。ただ	示する壁面	ル。ただし、	
都	図	制及び業	し、巡査派出	の位置の制	建築基準法	
市	に	務の適正	所、公衆便	限を定める	施行令第2	
計	表	化等に関	所、公共用歩	部分に面す	条第1項第	
画	示	する法律	廊、バス停留	る敷地上の	6号口に定	
<u> </u>	す	第2条第	所の上屋そ	建築物につ	める高さと	
石	る	5 項に規	の他これら	いて、建築物	する。	
駅	駅	定する性	に類する公	の外壁若し		
南	前	風俗関連	益上必要な	くはこれに		
口	地	特殊営業	建築物の敷	代わる柱の		

東	区	の 用 途 に	地について、	面又は建築		
地		供する建	区長が必要	物に附属す		
区		築物		る門若しく		
地		2 1 階部	合は、この限	は塀で高さ		
区		分にある	りでない。	2メートル		
計	計	居室を住	250平方メー	を超えるも	125メート	
画	画	宅、共同住	トル。ただ	のは、計画図	ル。ただし、	
	図	宅、寄宿	し、巡査派出	に示す壁面	建築基準法	
	に	舎、下宿等	所、公衆便	の位置まで。	施行令第2	
	表	の用途に	所、公共用歩	ただし、次の	条第1項第	
	示	供する建	廊、バス停留	いずれかに	6号口に定	
	す	築物。ただ	所の上屋そ	掲げるもの	める高さと	
	る	し、区長が	の他これら	については、	する。	
	商	当該建築	に類する公	この限りで		
	業	物の管理	益上必要な	ない。		
	•	のために	建築物の敷	1 公共用		
	住	必要と認	地について、	歩廊、歩行		
	宅	める居室	区長が必要	者デッキ		
	複	について	と認める場	その他こ		
	合	は、この限	合は、この限	れらに類		
	地	りでない。	りでない。	するもの		
	区			であって、		
				区長が公		
				益上やむ		
				を得ない		
				と認める		
				もの		
				2 上屋、ひ		
				さし(これ		
				に附属す		
				る手すり		
				を含む。)、		

1 1	1	1	ı	1 1
		当該ひさ		
		しを支え		
		る柱その		
		他これら		
		に類する		
		ものであ		
		って、区長		
		が歩行者		
		の安全性		
		及び快適		
		性を確保		
		するため		
		に必要と		
		認めるも		
		0)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。